平成２１年（フ）第１３７号
山口県宇部市浜田３丁目16番27―１号
債務者　宮本　征次
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２１３０号
愛知県弥富市三稲６丁目11番地
債務者　中山奈美子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４０号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目１番地１　押草団地102棟103号
債務者　武内　雅宣
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４１号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目１番地１　押草団地102棟103号
債務者　武内　　香
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５号
岡山県倉敷市西中新田395番地７
債務者　平川　芳江
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
北海道北見市高砂町３番１―34号、申立時の住所北海道北見市美芳町１丁目４番７号　クリーンハイツ２号
債務者　岩渕　　満
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
北海道北見市高砂町３番１―34号、申立時の住所北海道北見市美芳町１丁目４番７号　クリーンハイツ２号
債務者　岩渕やよい
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間138番地
債務者　大澤　祐功
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
青森県上北郡おいらせ町向山134番地１
債務者　下川原秀志
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１０５号
青森県上北郡おいらせ町向山134番地１
債務者　下川原和子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１０７号
青森県十和田市元町東２丁目12番８号
債務者　細井比呂志
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１１０号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字高舘37番地３
債務者　川村二三男
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第５１４号
岩手県久慈市夏井町大崎第９地割31番地７
廣﨑進方
債務者　泉川あけみ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３８６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3137番地４
債務者　山口　一美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3137番地４
債務者　山口由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
埼玉県吉川市高久２丁目３番地４
債務者　西川　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目33番地の20
債務者　富塚より子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係